

公開草案 2022年10月18日

(意見募集期限 2022年11月25日)

監査基準報告書710「過年度の比較情報—対応数値と比較財務諸表」の改正について

年 月 日
日本公認会計士協会

改正案	現 行
<p>監査基準報告書710</p> <p style="text-align: center;">過年度の比較情報—対応数値と比較財務諸表</p> <p style="text-align: right;">2011年 7 月 1 日 改正 2011年 12月 22日 改正 2014年 4 月 4 日 改正 2015年 5 月 29日 改正 2019年 2 月 27日 改正 2020年 4 月 9 日 改正 2021年 1 月 14日 改正 2021年 8 月 19日 改正 2022年 10月 13日 最終改正 2023年 月 日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第36号)</p> <p>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)</p> <p>《Ⅱ 要求事項》 (省 略)</p> <p>《Ⅲ 適用指針》 (省 略)</p> <p>《Ⅳ 適用》 (省 略)</p> <p>・ 本報告書（ 年 月 日）は、2024年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査及</p>	<p>監査基準報告書710</p> <p style="text-align: center;">過年度の比較情報—対応数値と比較財務諸表</p> <p style="text-align: right;">2011年 7 月 1 日 改正 2011年 12月 22日 改正 2014年 4 月 4 日 改正 2015年 5 月 29日 改正 2019年 2 月 27日 改正 2020年 4 月 9 日 改正 2021年 1 月 14日 改正 2021年 8 月 19日 最終改正 2022年 10月 13日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第36号)</p> <p>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)</p> <p>《Ⅱ 要求事項》 (省 略)</p> <p>《Ⅲ 適用指針》 (省 略)</p> <p>《Ⅳ 適用》 (省 略)</p>

改正案	現 行
<p>び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。また、公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、2024年7月1日以後に開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。ただし、それ以前の決算に係る財務諸表の監査及び中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用することを妨げない。その場合、品質管理基準委員会報告書第1号(2022年6月16日)「監査事務所における品質管理」、品質管理基準委員会報告書第2号「監査業務に係る審査」(2022年6月16日)及び監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」(2022年6月16日)と同時に適用する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本報告書(2022年10月13日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 監査基準報告書(序)「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」(2022年7月21日改正) ・ 本報告書(年 月 日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」(年 月 日改正) </div> <p>《付録 監査報告書の文例》(A5項、A7項及びA10項参照) (省 略)</p> <p>《文例1》 文例の前提となる状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場企業の適正表示の枠組みに準拠して作成された完全な一組の一般目的の財務諸表の監査である。当該監査は、グループ監査ではない(すなわち、監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」は適用されない)。 ・ 監査契約書において、監査基準報告書210「監査業務の契約条件の合意」の財務諸表に対する経営者の責任が記載されている。 ・ 以前に発行した前年度の監査報告書において限定付適正意見を表明している。 ・ 除外事項付意見の原因となった事項が未解消である。 ・ 当該事項が当年度の数値に及ぼす影響又は及ぼす可能性のある影響が重要であり、当年度の財務諸表に対して除外事項付意見が求められる。 ・ 監査人は、入手した監査証拠に基づいて、監査基準報告書570「継続企業」に従って、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関連する重要な不確実性は存在しないと判断している。 ・ 監査基準報告書701に従って、監査上の主要な検討事項を報告することが求められている。 ・ 監査人は、監査報告書日以前にその他の記載内容を入手していない。 ・ 会社は監査役会設置会社である。 	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本報告書(2022年10月13日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 監査基準報告書(序)「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」(2022年7月21日改正) </div> <p>《付録 監査報告書の文例》(A5項、A7項及びA10項参照) (省 略)</p> <p>《文例1》 文例の前提となる状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場企業の適正表示の枠組みに準拠して作成された完全な一組の一般目的の財務諸表の監査である。当該監査は、グループ監査ではない(すなわち、監査基準報告書600「グループ監査」は適用されない)。 ・ 監査契約書において、監査基準報告書210「監査業務の契約条件の合意」の財務諸表に対する経営者の責任が記載されている。 ・ 以前に発行した前年度の監査報告書において限定付適正意見を表明している。 ・ 除外事項付意見の原因となった事項が未解消である。 ・ 当該事項が当年度の数値に及ぼす影響又は及ぼす可能性のある影響が重要であり、当年度の財務諸表に対して除外事項付意見が求められる。 ・ 監査人は、入手した監査証拠に基づいて、監査基準報告書570「継続企業」に従って、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関連する重要な不確実性は存在しないと判断している。 ・ 監査基準報告書701に従って、監査上の主要な検討事項を報告することが求められている。 ・ 監査人は、監査報告書日以前にその他の記載内容を入手していない。 ・ 会社は監査役会設置会社である。

改正案	現 行
<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査人は、財務諸表の監査に加えて、法令等に基づくその他の報告責任を有する。 (省 略) <p style="text-align: right;">以 上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査人は、財務諸表の監査に加えて、法令等に基づくその他の報告責任を有する。 (省 略) <p style="text-align: right;">以 上</p>

以 上